

会計年度任用職員制度について

1 趣旨

地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（以下「新地方公務員法」という。）が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日から施行された。

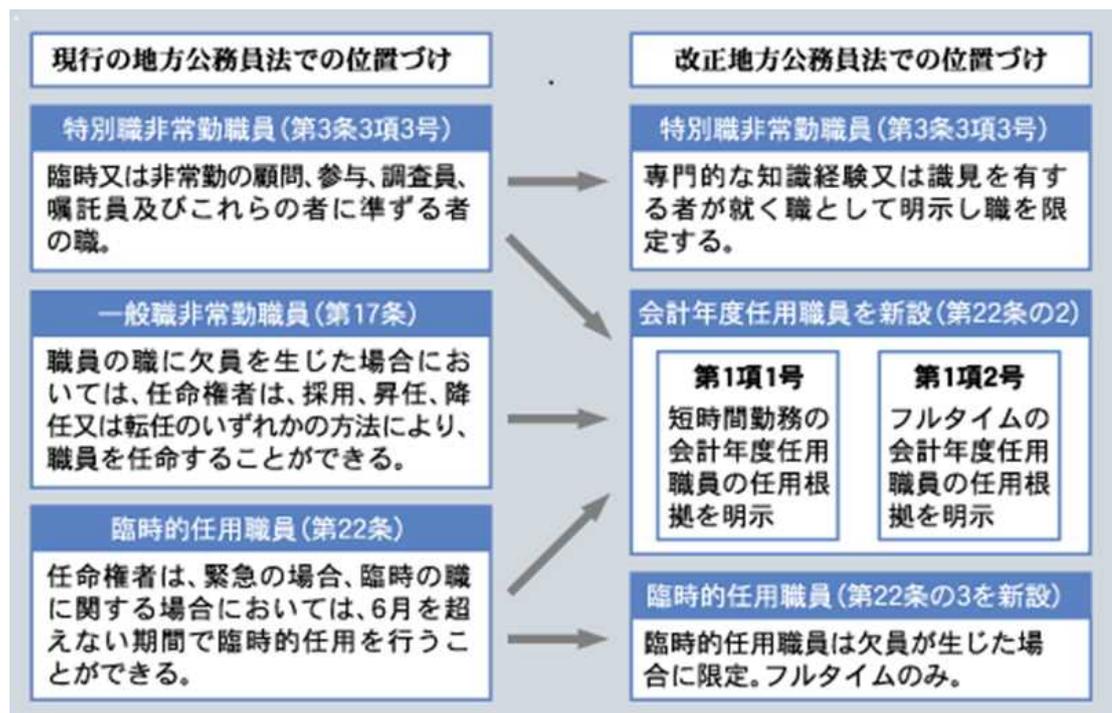
2 主な改正概要

- (1) 一般職の「会計年度任用職員」の導入
- (2) 特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用条件の厳正化
- (3) いわゆる「空白期間」の適正化

3 臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化・適正化

これまでの臨時・非常勤の職について、次のいずれかの任用根拠に位置付ける。

- (1) 臨時的任用職員（新地方公務員法第22条の3）
- (2) 会計年度任用職員（新地方公務員法第17条及び第22条の2）
- (3) 特別職非常勤職員（新地方公務員法第3条第3項）



4 詳しい改正内容

(1) 臨時的任用職員

①任用期間

いわゆる空白の1日が是正され、

ア 正職員として採用されるまで連続して任用されることがある。

イ 退職手当の勤続期間が通算される。

ウ 期末手当の期間率が通算される。

エ 空白の1日のために国民健康保険や国民年金へ加入する必要がなくなった。

②退職手当

臨時的任用職員は、「常時勤務を要する職」に就く職員として位置付けられたことから、職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員となり、任用の日から同条例が適用される。

(別添資料「臨時的任用職員の退職手当について」参照)

③社会保険

任用の日から公立学校共済組合の組合員となる。

④給料等

「臨時職員の給与に関する規程」が適用され、改正により給料号給の上限が撤廃され最高号給が引き上げられた。

- ・教育職(二) 最高1-125 (306,800円) 今まで1-61 (259,400円)
- ・行政職 最高1-93 (247,600円) 今まで1-37 (201,200円)

(2) 会計年度任用職員

①小・中学校に係る会計年度任用職員

育みプラン、初任者研修、教科等充実、特別非常勤、育児短時間、病休等代替、スクールサポートスタッフ、スクールカウンセラー、養護教諭研修指導員

②服務

会計年度任用職員は服務に関する規定の対象になる。

(職務命令に従う義務、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限、懲戒処分等)

③人事評価

会計年度任用職員は、人事評価の対象となる。

ただし、任用期間が1か月以下の会計年度任用職員及び任用期間が1か月を超える会計年度任用職員のうち、年間勤務計画が21日以下の学校に係る人事評価は実施しない。

よって、拠点校初任研非常勤講師、特別非常勤講師はほぼ対象外となる。

なお、スクールカウンセラーと養護教諭研修指導員は、学校での人事評価は行わない。

④期末手当

一定の要件を満たす者については、期末手当を支給する。(任用期間6か月以上かつ週15.5時間以上が支給対象)

⑤社会保険

以下のアまたはイを満たす場合に、社会保険及び厚生年金保険が適用となる。

ア 週30時間以上の勤務かつ2月を超える任用で月に16日以上の勤務

イ 週29時間以下の勤務で(ア)～(イ)すべてに該当

(ア) 週20時間以上の勤務

(イ) 給与・報酬の月額が8万8千円以上であること

(ウ) 勤務期間が1年以上見込まれること

(エ) 学生ではないこと

⑥特別休暇

これまでの非常勤職員では認められていなかった産前・産後休暇や育児休業、介護休暇といった各種休暇・休業制度が認められた。

(3) 特別職非常勤職員

小中学校においては、主に学校評議員、学校医などに限定される。